

平成二十七年十二月に支給する東京都議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）

平成二十七年十二月に支給する東京都議会議員の期末手当に係る東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）第六条第二項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合」とあるのは、「百分の九十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十七年十二月一日から適用する。

（提案理由）

都民のくらしの困難が増大している下で、都議会議員の期末手当は据え置く必要がある。